

<p>Q1-073 □□□</p>	<p>【PCT／国際調査報告等の送付】</p> <p>次の記述内容は適切か？</p> <p>①国際事務局は、優先日から30月経過した後に「特許性に関する国際予備報告(特許協力条約第一章)」を各指定官庁に送達する。</p> <p>②指定国が要求した場合は、その要求から2月以内に英語による翻訳が国際事務局により作成され、翻訳文の写しが指定官庁および出願人に送付される。</p>	<p>①、②とも適切である。 (規則44の2.2、44の2.3)</p>
<p>Q1-074 □□□</p>	<p>【PCT／国際調査見解書】</p> <p>国際調査機関の見解書(国際調査見解書)は、国際調査報告と(①)に作成される。肯定的な場合であっても作成された見解書は、国際調査報告および(③)に各一通(④)に送付される。見解書は、国際公開される対象となる。国際調査機関の見解書に記載される主な事項を挙げると、まず、(⑥)に記載されている発明が(⑦)を有するもの、(⑧)を有するもの(すなわち(⑨)のものではないもの)および(⑩)を有するものと認められるかどうか、である。次に、国際出願が、当該国際調査機関が調べた範囲で条約および規則に定める要件を満たしているかどうか、である。これ以外の意見が記載されることは(⑪)。</p> <p>当該国際調査機関が(⑫)機関でもあり、国際調査と同時に(⑫)を開始する場合には、(⑬)な見解が存在していない限り、国際調査機関としての見解書を作成することは必要とされない。</p>	<p>①同時 ②国際事務局 ③出願人</p> <p>④)進歩性 ⑤)否定的 (⑥)の2))</p> <p>* 見解書には、特許性に関する見解が記載されている。</p> <p>第9回(特許)問36に関連 第22回(特許)問20に関連</p>
<p>Q1-075 □□□</p>	<p>【PCT／国際調査見解書】</p> <p>(①)が請求された場合、国際調査機関の見解書は、(②)の書面による見解とみなされる旨の通知がされる。</p> <p>出願人は、国際調査機関の見解書に対して、(①)を請求した時から、国際調査機関が国際調査報告および国際調査機関の見解書または国際調査報告を作成しない旨の通知を送付した日から3月または優先日から22月のうちいずれか遅く満了する期間までに(③)を提出することができる。(③)は、必要な場合には(④)とともに、(②)に提出することができる。</p>	<p>①国際予備審査 ②国際予備審査機関 ③答弁書 ④補正書 (規則43の2.1(c))</p>